

土木建築部における随意契約の実績 (令和元年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	北部土木 事務所	国道505号道 路標識設置工 事(R1-1)	令和2年1月9日	13,640,000	琉球道路(株)	沖縄県沖縄市知花4- 21-2	第167条の2 第1項第6号	既に施工中の工事に関連する工事であり、指名競争入札を行ったが、予定価格超過となった。 再度競争入札に付した場合、適正工期の確保ができないこと、関連工事の工程に影響を与えること等から、関連工事の受注者を特命随意契約相手方として選定した。	特命随意契約
2	北部土木 事務所	福地川整備工 事(R1)	令和2年1月7日	4,895,000	(有)大建興業	沖縄県国頭郡東村字宮 城303-2	第167条の2 第1項第8号	本工事は、福地川河口部において、ヤードとして使用していた土地に置いてある資材を運搬・整地し国へ返却できるようにするための工事である。 当該工事について、指名競争入札及び、一般競争入札を実施したが、入札者がなく不調となった。 返却期限があり、再度の入札手続きを行う時間的余裕がない事から、地元業者である、左記の業者を契約の相手方として選定した。	
3	中部土木 事務所	R2県道20号 線(泡瀬工区) 技術審査支援 業務委託	令和2年1月21 日	5,093,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1- 7-13	第167条の2 第1項第2号	本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき実施する総合評価落札方式による工事の発注関係事務(技術審査)である。 内容は、工事発注資料作成(公告文(案)、入札説明書(案)及び、工事入札参加資格者から提出される資料の分析・整理及びヒアリング記録作成等であり、発注工事機密情報に接することから、建設コンサルタント等を対象とした競争入札には適さない。 沖縄県建設技術センターは、建設事業に関する技術及び事務の改善向上と建設工費用資材の適正な品質確保をを図ることにより、建設事業の振興発展に寄与することを目的として、沖縄県及び市町村の出資により設立された財団である。 このような趣意で設立された建設技術センターは、十分な知識・経験を有する職員が配置され、当該工事に係る本業務を適正に行う条件を備えているため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、契約の相手方とした。	特命随意契約
4	中部土木 事務所	宜野湾北中城 線工事調整会 議業務委託(R 2-1)	令和2年3月26 日	4,510,000	(株)日興建設コンサルタント	沖縄県浦添市伊祖3- 44-3	第167条の2 第1項第2号	本業務は、宜野湾北中城線道路改良工事における設計者、施工者及び発注者で構成する工事調整会議を開催し、設計思想を設計者から施工者に正確に伝達するとともに、三者間における各種情報の共有を図ることを目的とする。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び「工事調整会議」実施要領に基づき、当該工事の詳細設計を実施した左記業者と業務契約を締結した。	特命随意契約
5	中部土木 事務所	砂防事業等技 術審査支援業 務委託(R1)	令和2年3月27 日	1,551,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1- 7-13	第167条の2 第1項第2号	本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき実施する総合評価落札方式による工事の発注関係事務(技術審査)である。 内容は、工事発注資料作成(公告文(案)、入札説明書(案)及び、工事入札参加資格者から提出される資料の分析・整理及びヒアリング記録作成等であり、発注工事機密情報に接することから、建設コンサルタント等を対象とした競争入札には適さない。 沖縄県建設技術センターは、建設事業に関する技術及び事務の改善向上と建設工費用資材の適正な品質確保をを図ることにより、建設事業の振興発展に寄与することを目的として、沖縄県及び市町村の出資により設立された財団である。 このような趣意で設立された建設技術センターは、十分な知識・経験を有する職員が配置され、当該工事に係る本業務を適正に行う条件を備えているため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、契約の相手方とした。	特命随意契約
6	中部土木 事務所	中城湾港(新港 地区)清掃及び 樹木管理業務 委託(その1)	令和2年3月27 日	4,710,200	公益社団法人 沖縄市シルバー人材セン ター	沖縄県沖縄市美原3- 1-1	第167条の2 第1項第3号	公益社団法人沖縄市シルバー人材センターは利益を追求しない公益社団法人であり、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づき、シルバーの人材の活躍に企図するため、地元沖縄市の人材センターを選定した。	長期継続契約 特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和元年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
7	中部土木 事務所	街路事業技術 審査支援業務 委託(R1)	令和2年1月7日	539,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1- 7-13	第167条の2 第1項第2号	本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき実施する総合評価落札方式による工事の発注関係事務(技術審査)である。 内容は、工事発注資料作成(公告文(案)、入札説明書(案)及び、入札参加者から提出される技術資料の分析・整理・ヒアリング記録作成であり、発注・入札情報に接することとなる。 (公財)沖縄県建設技術センターは、建設事業の振興発展に寄与することを目的として、沖縄県及び市町村の出資により設立された財団である。このような趣意で設立された(公財)建設技術センターは、十分な知識・経験を有する職員が配置され、法令遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることから発注関係事務を公正に行う条件を備えているため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、契約の相手方とした。	特命随意契約
8	中部土木 事務所	事務所清掃業 務委託	令和2年3月23 日	1,199,000	沖縄美装管理(株)	沖縄県沖縄市比屋根3 -1-15	第167条の2 第1項第8号	指名競争入札の再度入札の落札者無し。 そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき、最低金額入札者へ見積を依頼し、見積合わせにより左記業者と随意契約を行った。	長期継続契約
9	南部土木 事務所	南大東港(亀池 地区)係留施設 整備工事(R1)	令和2年1月16 日	9,900,000	(株)丸憲	沖縄県那覇市泉崎1- 16-5	第167条の2 第1項第5号	本工事は、本来H30年度に発注した「南大東港(亀池地区)係留施設及び湾施設用地整備工事(H30)」で施工予定であったが、現場着手時に既設道路の崩壊が確認され、新たな設計を要することから未施工となった。 当地区は定期貨物客船等が利用しており、正常でない状態での運用状態が続いていることから早急な施工が必要である。 なお、新たな設計は12/25に完了・検査する予定。以上から、緊急性を考慮し現在隣地区で行っている「南大東港(西地区)台船岸壁(-3.0m)工事(R1)」の当該請負業者と随意契約を行う。	特命随意契約
10	南部土木 事務所	那覇大橋総合 的技術支援業 務委託(R2)	令和2年1月14 日	1,353,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1- 7-13	第167条の2 第1項第2号	総合的技術支援業務委託は、その性質上、関係法令・制度・基準等に精通し、専門知識や豊富な経験が必要である。また、工事受注者が不当に利益を得ることや逆に不利益を被ることがないように、工事発注者の立場として厳正に業務を実施する必要がある。 このため、業務の各段階において公平・公正で適正な判断が求められることから、工事受注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要がある、競争入札に適さない。 沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出資により設立されており、技術面のみならず、業務の性質上必要となる関連法令・制度の遵守、手続き等を適切に実施する能力と実績を有しており、民間事業者との利害関係がない独立した唯一の機関である。 実績・公平性・中立性の観点から本業務の実施において同センターに代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和元年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
11	南部土木事務所	街路公園事業 技術審査等支 援業務委託(R 2)	令和2年3月4日	3,564,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1- 7-13	第167条の2 第1項第2号	<p>技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。特に、申請書における優良な技術提案は、総合評価の技術評価点で加算対象となる重要な事項であり、工事受注に大きく寄与するものになるが、その反面、各競争参加者独自の技術情報(知的財産)として適切に管理しなければならず、提案内容の漏洩は企業の損害につながる。</p> <p>このため、工事受注者等との利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により成立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。</p> <p>同センターは競争参加者の情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>	特命随意契約
12	南部土木事務所	県道153号線 道路台帳調書 作成業務委託 (R2)	令和2年3月11 日	1,606,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1- 7-13	第167条の2 第1項第2号	<p>平成20年度以前の道路台帳作成業務は、民間コンサルタントを対象とした競争入札により、図面作成と調書作成を一つの業務として実施されていた。</p> <p>しかしながら、作成される調書は受注した民間コンサルタント独自のシステムで作成していたため、成果品間に互換性が無く、部分的に作成された調書を路線全体として最終的に一つの調書として整理する必要が生じ、再度全線を通した業務として発注するという不経済かつ非効率な内容であった。</p> <p>このような中、センターでは発注者からの課題は正の要請を受け、統一した道路台帳調書作成システムや地理情報システムを活用した道路附属物管理システムその他、河川や公園等についても統一した管理システムにより台帳整備を行うことで、県が建設した公共施設の経済的かつ適切な維持管理に大きく寄与してきた。</p> <p>一方、これらのシステムは道路や河川等各公共施設毎に構築されており各システム間に互換性が無く、各公共施設の連続性・関連性等の確認ができないものであったため、センターではこれらの公共施設システムを統合し、より効率的・効果的な機能を持つ「公共施設情報管理システム」を構築しており、県内の各土木事務所等は同システムを利用することで、台帳を共有することができ、効率良く業務を行うことができる。同システムを使用し公共土木施設台帳管理業務を実施することでこれまで以上に公共施設管理者の適正かつ効率的な業務の支援ができるようになるため、同システムに関する著作権・使用権を有するセンターと、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>	特命随意契約
13	南部土木事務所	南風原中央線 道路台帳調書 作成業務委託 (R2)	令和2年3月11 日	1,122,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1- 7-13	第167条の2 第1項第2号	<p>平成20年度以前の道路台帳作成業務は、民間コンサルタントを対象とした競争入札により、図面作成と調書作成を一つの業務として実施されていた。</p> <p>しかしながら、作成される調書は受注した民間コンサルタント独自のシステムで作成していたため、成果品間に互換性が無く、部分的に作成された調書を路線全体として最終的に一つの調書として整理する必要が生じ、再度全線を通した業務として発注するという不経済かつ非効率な内容であった。</p> <p>このような中、センターでは発注者からの課題は正の要請を受け、統一した道路台帳調書作成システムや地理情報システムを活用した道路附属物管理システムその他、河川や公園等についても統一した管理システムにより台帳整備を行うことで、県が建設した公共施設の経済的かつ適切な維持管理に大きく寄与してきた。</p> <p>一方、これらのシステムは道路や河川等各公共施設毎に構築されており各システム間に互換性が無く、各公共施設の連続性・関連性等の確認ができないものであったため、センターではこれらの公共施設システムを統合し、より効率的・効果的な機能を持つ「公共施設情報管理システム」を構築しており、県内の各土木事務所等は同システムを利用することで、台帳を共有することができ、効率良く業務を行うことができる。同システムを使用し公共土木施設台帳管理業務を実施することでこれまで以上に公共施設管理者の適正かつ効率的な業務の支援ができるようになるため、同システムに関する著作権・使用権を有するセンターと、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和元年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
14	南部土木事務所	小禄名嘉地線外1線道路台帳調書作成業務委託(R2)	令和2年3月11日	1,584,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7-13	第167条の2 第1項第2号	<p>平成20年度以前の道路台帳作成業務は、民間コンサルタントを対象とした競争入札により、図面作成と調書作成を一つの業務として実施されていた。</p> <p>しかしながら、作成される調書は受注した民間コンサルタント独自のシステムで作成していたため、成果品間に互換性が無く、部分的に作成された調書を路線全体として最終的に一つの調書として整理する必要が生じ、再度全線を通した業務として発注するという不経済かつ非効率な内容であった。このような中、センターでは発注者からの課題は正の要請を受け、統一した道路台帳調書作成システムや地理情報システムを活用した道路附属物管理システムの他、河川や公園等についても統一した管理システムにより台帳整備を行うことで、県が建設した公共施設の経済的かつ適切な維持管理に大きく寄与してきた。</p> <p>一方、これらのシステムは道路や河川等各公共施設毎に構築されており各システム間に互換性が無く、各公共施設の連続性・関連性等の確認ができないものであったため、センターではこれらの公共施設システムを統合し、より効率的・効果的な機能を持つ「公共施設情報管理システム」を構築し運用を始めているところである。「公共施設情報管理システム」はセンターの所有するシステムである。沖縄県の各土木事務所等は同システムを利用することで、台帳を共有することができ、効率良く業務を行うことができる。同システムを使用し公共土木施設台帳管理業務を実施することでこれまで以上に公共施設管理者の適正かつ効率的な業務の支援ができるようになるため、同システムに関する著作権・使用権を有するセンターと、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>	特命随意契約
15	南部土木事務所	南部管内無電柱化推進事業等技術審査支援業務委託(R1-2)	令和2年3月12日	1,177,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7-13	第167条の2 第1項第2号	<p>技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。特に、申請書における優良な技術提案は、総合評価の技術評価点で加算対象となる重要な事項であり、工事受注に大きく寄与するものになるが、その反面、各競争参加者独自の技術情報(知的財産)として適切に管理しなければならず、提案内容の漏洩は企業の損害につながる。</p> <p>このため、工事受注者等との利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要がある競争入札に適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により成立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。</p> <p>同センターは競争参加者の情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>	特命随意契約
16	南部土木事務所	河川・砂防・港湾事業技術審査支援業務委託(R1-2)	令和2年3月11日	4,763,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7-13	第167条の2 第1項第2号	<p>技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。特に、申請書における優良な技術提案は、総合評価の技術評価点で加算対象となる重要な事項であり、工事受注に大きく寄与するものになるが、その反面、各競争参加者独自の技術情報(知的財産)として適切に管理しなければならず、提案内容の漏洩は企業の損害につながる。</p> <p>このため、工事受注者等との利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要がある競争入札に適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により成立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。</p> <p>同センターは競争参加者の情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和元年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
17	南部土木事務所	那覇大橋総合的技術支援業務委託(R2-2)	令和2年3月31日	3,729,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7-13	第167条の2 第1項第2号	<p>総合的技術支援業務委託は、その性質上、関係法令・制度・基準等に精通し、専門知識や豊富な経験が必要である。また、工事受注者が不当に利益を得ることや逆に不利益を被ることがないよう、工事発注者の立場として厳正に業務を実施する必要がある。</p> <p>このため、業務の各段階において公平・公正で適正な判断が求められることから、工事受注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり、競争入札に適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、技術面のみならず、業務の性質上必要となる関連法令・制度の遵守、手続き等を適切に実施する能力と実績を有しており、民間事業者との利害関係がない独立した唯一の機関である。</p> <p>実績・公平性・中立性の観点から本業務の実施において同センターに代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>	特命随意契約
18	南部土木事務所	R1南部東道路改良工事調整業務委託(その3)	令和2年3月19日	1,606,000	(資)泉エンジニアリング	沖縄県那覇市古島1-1-2	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、南部東道路4工区における道路改良工事について、設計者、施工者、発注者で構成する工事調整会議を開催し、設計図書と現場の整合性確認及び設計思想の伝達等を行い、各種情報の共有を図ることを目的とする。</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、平成27年10月19日付け 土技第898号「工事調整会議」実施要領の一部改正について(通知)に基づき、契約相手を当該工事範囲を設計し、現場状況及び設計図書に精通している当該コンサルタントと契約する。</p>	特命随意契約
19	南部土木事務所	令和2年度 河川事業総合的技術支援業務委託(その1)	令和2年3月31日	10,747,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7-13	第167条の2 第1項第2号	<p>総合的技術支援業務委託は、その性質上、関係法令・制度・基準等に精通し、専門知識や豊富な経験が必要である。また、工事受注者が不当に利益を得ることや逆に不利益を被ることがないよう、工事発注者の立場として厳正に業務を実施する必要がある。</p> <p>このため、業務の各段階において公平・公正で適正な判断が求められることから、工事受注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり、競争入札に適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、技術面のみならず、業務の性質上必要となる関連法令・制度の遵守、手続き等を適切に実施する能力と実績を有しており、民間事業者との利害関係がない独立した唯一の機関である。</p> <p>実績・公平性・中立性の観点から本業務の実施において同センターに代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>	特命随意契約
20	南部土木事務所	令和2年度 饒波川総合的技術支援業務委託	令和2年3月31日	4,719,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7-13	第167条の2 第1項第2号	<p>総合的技術支援業務委託は、その性質上、関係法令・制度・基準等に精通し、専門知識や豊富な経験が必要である。また、工事受注者が不当に利益を得ることや逆に不利益を被ることがないよう、工事発注者の立場として厳正に業務を実施する必要がある。</p> <p>このため、業務の各段階において公平・公正で適正な判断が求められることから、工事受注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり、競争入札に適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、技術面のみならず、業務の性質上必要となる関連法令・制度の遵守、手続き等を適切に実施する能力と実績を有しており、民間事業者との利害関係がない独立した唯一の機関である。</p> <p>実績・公平性・中立性の観点から本業務の実施において同センターに代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和元年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
21	南部土木事務所	令和2年度 安謝川工事調整会議業務委託	令和2年3月31日	3,663,000	(株)建設技術研究所	沖縄県那覇市壺川3丁目5番1号	第167条の2第1項第2号	<p>本業務は「工事調整会議」実施要領(平成27年10月19日付土技第898号、以下「実施要領」)委1. 工事調整会議の目的に基づき、当該工事に係る設計者、施工者及び発注者で構成する「工事調整会議」を実施し、当該工事に係る設計思想を設計者から施工者により正確に伝達するとともに、三者間の各種情報を共有することにより、当該工事の品質確保を図ることを目的としている。今回対象となる「安謝川河川改修工事(H30-2)・「安謝川河川改修工事(R1-1)仮称」を含む一連の工事は、国道330号の直下をトンネル形式で掘削し、ボックスカルバートを構築する工事であり、工事中における道路、埋設物及び近隣建物への影響等における沈下等の附則の事態に対し、速やかに課題解決、対応が必須である。</p> <p>以上のことについて、本業務の目的を速やかにかかる十分に履行できる者は当該工事に係る設計者に限られることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、今回対象となる工事の設計を行った事業者(1者)による特命随意契約とする。</p>	特命随意契約
22	南部土木事務所	R2道路事業総合的技術支援業務委託	令和2年3月31日	7,172,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7-13	第167条の2第1項第2号	<p>総合的技術支援業務委託は、その性質上、関係法令・制度・基準等に精通し、専門知識や豊富な経験が必要である。また、工事受注者が不当に利益を得ることや逆に不利益を被ることがないよう、工事発注者の立場として厳正に業務を実施する必要がある。</p> <p>このため、業務の各段階において公平・公正で適正な判断が求められることから、工事受注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要がある、競争入札に適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、技術面のみならず、業務の性質上必要となる関連法令・制度の遵守、手続き等を適切に実施する能力と実績を有しており、民間事業者との利害関係がない独立した唯一の機関である。</p> <p>実績・公平性・中立性の観点から本業務の実施において同センターに代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>	特命随意契約
23	宮古土木事務所	与那覇上地線道路台帳調書作成業務委託(R1)	R2.1.22	1,771,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7-13	第167条の2第1項第2号	<p>(公財)沖縄県建設技術センター(以下、センター)では、「公共施設情報管理システム」を所有しており、沖縄県の各土木事務所等は、同システムを利用し、台帳を共有することで各公共施設の連続性・関連正等を確認することが可能となっている。同システムを使用することで公共施設管理者の適正かつ効率的な業務の支援ができるようになるため、同システムに関する著作権・使用権を有するセンターを契約の相手方として選定した。</p>	特命随意契約
24	八重山土木事務所	与那国島中継光ケーブルの修繕に係る契約	3月13日	1,650,000	西日本電信電話(株) 沖縄支店 支店長	沖縄県那覇市楚辺1丁目14番16号	第167条の2第1項第2号	<p>離島地区情報通信基盤整備推進事業にて使用しているケーブルについて修繕を行った。</p> <p>ケーブルは西日本電信電話株式会社の管理下にあることから同社しか修繕が行えなず、「物品の修理でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」と判断されたため、左記法令により随意契約を締結した。</p>	特命随意契約
25	下地島空港管理事務所	下地島空港エプロン標識工事	令和2年1月23日	11,000,000	下地島空港施設(株)	沖縄県宮古島市伊良部字佐和田1727番地	第167条の2第1項第8号	<p>一般競争入札により公告を2度実施したが入札者がなかったため随意契約とした。暫定エプロン標識のままでは複数駐機に制限が生じており早急な是正が必要で、また4月以降の夏季増便・GW期の臨時便運航までにエプロン標識の改修が必要であったことから、空港土木工事の実績があり年度内に施工が可能であった事業者と契約し工事を完了した。</p>	

土木建築部における随意契約の実績 (令和元年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
26	下地島空 港管理事 務所	下地島空港進 入角指示灯移 設工事	令和2年3月30 日	18,975,000	下地島空港施設(株)	沖縄県宮古島市伊良部 字佐和田1727番地	第167条の2第 1項第8項	一般競争入札により公告を2度実施したが入札者がなく随意契約とした。滑走路35側 ILS(計器着陸装置)の廃止に伴い進入角指示灯を適正位置に移す工事で、航空機の安全 な着陸に重要な施設のため早急な改善が求められた。 令和2年度に跨がる繰越工事とし、工事で精密な角度調整・配光測定等が必要なこと から、進入角指示灯を含む空港灯火について熟知し工事実績を持つ事業者社を選定し た。	
27	技術・建設 業課	プログラム・サ ポートサービス	3月31日	7,920,000	一般財団法人 日本建設情報総合センター	東京都港区赤坂五丁目 2番20号	第167条の2第 1項第2号	本県が採用している電子入札コアシステムの開発元である(一財)日本建設情報総合セ ンター(JACIC)が、当システムの維持管理を行っておりJACIC以外では保守が不可能で ある。	長期継続契 約 特命随意契 約
28	技術・建設 業課	建設行政情報 システム運用 支援業務	3月31日	39,600,000	富士通(株)	沖縄県那覇市久茂地1 丁目12番12号 ニッセイ那覇センタービ ル14階	第167条の2第 1項第2号	建設行政情報システムの基本となるパッケージソフトの著作権は富士通(株)のもの となっており、富士通(株)以外では運用支援が不可能である。	長期継続契 約 特命随意契 約
29	道路街路 課	損失補償請求 訴訟に係る訴 訟委託	令和2年1月28 日	1,100,000	弁護士法人ひかり法律事務所	沖縄県那覇市前島2丁 目9番13号 大城物産 ビル2階	第167条の2第 1項第2号	本件は、南部東道路事業に係る損失補償請求控訴事件の訴訟代理人を委託するもの である。 契約の相手方は、県土木建築部関連訴訟に精通しており、当訴訟第一審の訴訟代理 人を務めていたこと、県の顧問弁護士を務めていた経験もあることから、県政に対する理 解と協力を得ることができるとし、訴訟当事務処理要領第4に基づき本訴訟の代理人とし て選任を行っている。以上の理由から随意契約とした。	特命随意契 約
30	道路街路 課	令和元年度南 部管内街路事 業用地取得及 び物件補償業 務委託	令和2年3月26 日	78,606,000	沖縄県土地開発公社	沖縄県那覇市旭町114 番7	第167条の2第 1項第2号	沖縄県土地開発公社は、都市の健全な発展と秩序ある整備を推進するために必要な 土地の先買に関する制度の整備、地方公共団体に代わって土地の先行取得を行う事 業を目的として創設されたものである。本事業は、用地取得の難航が予想され、特に高 度な用地補償に関する専門知識・技術を求められる事業であるため、土地開発公社へ随 意契約が適切であると考えます。	特命随意契 約
31	道路街路 課	令和元年度中 部管内街路事 業用地取得及 び物件補償業 務委託	令和2年3月26 日	28,828,000	沖縄県土地開発公社	沖縄県那覇市旭町114 番7	第167条の2第 1項第2号	沖縄県土地開発公社は、都市の健全な発展と秩序ある整備を推進するために必要な 土地の先買に関する制度の整備、地方公共団体に代わって土地の先行取得を行う事 業を目的として創設されたものである。本事業は、用地取得の難航が予想され、特に高 度な用地補償に関する専門知識・技術を求められる事業であるため、土地開発公社へ随 意契約が適切であると考えます。	特命随意契 約
32	道路街路 課	令和2年度道 路事業用地取 得業務(その1)	令和2年3月5日	21,000,000	沖縄県土地開発公社	沖縄県那覇市旭町114 番7	第167条の2第 1項第2号	沖縄県土地開発公社は、都市の健全な発展と秩序ある整備を推進するために必要な 土地の先買に関する制度の整備、地方公共団体に代わって土地の先行取得を行う事 業を目的として創設されたものである。本事業は、用地取得の難航が予想され、特に高 度な用地補償に関する専門知識・技術を求められる事業であるため、土地開発公社へ随 意契約が適切であると考えます。	特命随意契 約
33	港湾課	令和元年度中 城湾港港湾計 画調査業務(そ の1)	令和2年1月14 日	15,675,000	パシフィックコンサルタンツ・国 建共同企業体 ①パシフィックコンサルタンツ (株)沖縄支社 ②(株)国建	①沖縄県那覇市前島三 丁目1番15号 ②沖縄県那覇市久茂地 一丁目2番20号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行い、応募があった左記企業の技術提案内容等を 審査したところ、港湾計画に関する豊富な知識や専門的な技術を有していることが確認 できたことから、契約の相手方として選定した。	

土木建築部における随意契約の実績 (令和元年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
34	港湾課	令和元年度中 城湾港港湾計 画調査業務(そ の2)	令和2年1月23 日	6,600,000	公益社団法人 日本港湾協会	東京都港区赤坂三丁目 3番5号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行い、応募があった左記企業の技術提案内容等を 審査したところ、港湾計画に関する豊富な知識や専門的な技術を有していることが確認 できたことから、契約の相手方として選定した。	
35	港湾課	中城湾港(新港 地区)物流機能 促進検討業務 委託(R1)	令和2年1月14 日	19,998,000	八千代エンジニアリング(株) 沖縄事務所・(株)沖縄建設技 研 共同企業体 ①(株)八千代エンジニアリ ング(株)沖縄事務所 ②(株)沖縄建設技研	①沖縄県那覇市久茂地 3丁目21番1号 ②沖縄県浦添市宇前田 1124番地	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行い、応募があった左記企業の技術提案内容等を 審査したところ、港湾物流に関する専門的な技術を有していることが確認できたことか ら、契約の相手方として選定した。	
36	港湾課	令和元年度港 湾BCP訓練計 画等作成業務	令和2年3月31 日	19,250,000	令和元年度港湾BCP訓練計 画等作成業務セントラルコン サルタント・国建共同企業体 ①セントラルコンサルタント (株)沖縄営業所 ②(株)国建	①沖縄県豊見城市宇宜 保414-9 ②沖縄県那覇市久茂地 1丁目2番20号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行い、応募があった左記企業の技術提案内容等を 審査したところ、港湾BCPに関する専門的な技術を有していることが確認できたことか ら、契約の相手方として選定した。	
37	港湾課	中城湾港西原・ 与那原地区除 草業務	令和2年 1月14日	1,425,600	公益社団法人 南城市シルバー人材セン ター	沖縄県南城市玉城字富 里167番地	第167条の2 第1項第3号	公益社団法人南城市シルバー人材センターは利益を追求しない公益社団法人であり、 高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであり、他 シルバー人材センターよりも安価で対応可能だったため、南城市の人材センターを選定 した。	
38	都市計画・ モノレール 課	令和元年度沖 縄県景観評価 システム本格 運用支援業務	令和2年1月16 日	6,545,000	パシフィックコンサルタンツ (株)沖縄支社	沖縄県那覇市前島三丁 目1番15号	167条の2第1 項第2号	入札参加資格要件を満たす全9社を対象に指名競争入札を実施したところ、1回目は 不落、2回目は8社辞退で不調となった。令和元年度中に業務を実施するには早期の契 約締結が必要であったこと、2回とも応札のあった社が1社のみであったことから、当該 社と随意契約を行った。	特命随意契 約
39	都市計画・ モノレール 課	令和元年度ゆ いレール観光 ガイドブック等 更新業務委託	令和2年1月17 日	10,617,860	(株)アカネクリエーション	沖縄県那覇市銘苅1丁 目19番29号	第167条の2第 1項第2号	ガイドブック等の掲載情報を「分かりやすく、魅力的」にするには「企画・制作力」のある 企業に委託する必要があるためプロポーザル方式による随意契約を行った。	
40	都市計画・ モノレール 課	令和2年度沖 縄都市モノレ ール自由通路維 持管理業務委 託	令和2年3月31 日	129,910,000	沖縄都市モノレール(株)	沖縄県那覇市宇安次嶺 377-2	第167条の2第 1項第2号	沖縄都市モノレール自由通路の維持管理に関する覚書及び協定書を結んでいるため。 また、自由通路は沖縄都市モノレールの駅舎と一体となって管理することで、効率的か つ経済的に機能を発揮する施設であり、事故等緊急時に駅職員が迅速に対応可能であ るため、契約の相手方として選定した。	

土木建築部における随意契約の実績 (令和元年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
41	都市モノ レール建設 事務所	幸地インター線 総合的技術支 援業務委託(R 1-1)	令和2年2月28 日	1,353,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1- 7-13	第167条の2 第1項第2号	本業務は、幸地インター線における総合的技術支援業務であり、対象とする工事が大規模で、高度な技術的判断を必要とし、また迅速な対応が要求されるものである。また、業務の各段階において公平・公正で適切な判断が求められることから、工事発注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要がある。 (公財)沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出資により設立されており、技術面のみならず、業務の性質上必要となる関連法令・制度の遵守、手続き等を適切に実施する能力と実績を有しており、民間事業者との利害関係がない独立した唯一の機関であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、契約の相手方とした。	特命随意契約
42	都市モノ レール建設 事務所	城間前田線街 路改良工事(R 1-3)	令和2年3月31 日	10,010,000	(有)協進	沖縄県うるま市字田場 1219	第167条の2 第1項第6号	本工事は、城間前田線における浦添前田駅交通広場の歩道整備工事である。 沖縄都市モノレール浦添前田駅が既に完成しており、利用者の安全性及び利便性の観点より速やかに施工する必要がある工事となっている。 直近で交通広場関連工事を施工している業者に履行させることにより、履行期間の短縮と経費の削減を実現でき、有利となることから、随意契約の相手方として3者選定し、最も低い額を提示した先の業者と契約した。	
43	都市公園 課	首里城公園ボ ランティア運営 補助業務委託	令和2年 2月21日	3,199,900	一般財団法人沖縄美ら島財 団	沖縄県国頭郡本部町字 石川888番地	第167条の2 第1項第5号	首里城火災を受けて国が実施した解体撤去工事と併せて復興の機運を高めるボランティア活動を実施することとなり、県として国の工事と合わせた緊急的な対応を実施する必要があったことから、公園の安全管理や火災後の現場を熟知している美ら島財団と契約した。	特命随契
44	海岸防災 課	令和元年度公 共土木施設情 報管理業務(海 岸)	2020/3/26	2,530,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁 目7番13号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、海岸保全施設の長寿命化計画点検結果資料整理及び「OCTC公共施設情報管理システム」への登録を行い、今後の海岸管理の基礎資料とすることを目的としている。このため、同システムに関する著作権・所有権を有する公益財団法人沖縄県建設技術センターとの特命随意契約とした。	
45	施設建築 課	八重山職員住 宅大規模改修 工事(第1期・1 工区)	R2.1.21	140,228,000	(株)秀光建設	沖縄県石垣市字新川 2287-19	地方自治法施 行令第167条 の2第1項第8 号	本工事は契約にあたり、一般競争入札を実施したところ、一回目は入札不調、二回目、三回目は不落(一社応札)となった。再度の入札手続きを行う時間的余裕がなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき、唯一応札した左記相手方と随意契約を行った。	特命随意契約
46	施設建築 課	陽明高校地す べり対策工事 総合的技術支 援業務委託	R2.3.31	20,207,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県うるま市字赤道 173-2	地方自治法施 行令第167条 の2第1項第2 号	本業務は、対象となる工事が大規模で、高度な技術的判断を必要とし、かつ迅速な対応が要求されるものであった。また、民間コンサルタントへ委託する標準的な工事の現場技術業務(工事の工程、品質、出来形の確認等の補助的な業務)とは異なり、設計書の作成、監督及び品質等の検査、完成時の施工状況の確認及び評価、検査立会等の事務を総合的に行う必要もあった。 左記相手方は、建設事業に関する技術及び事務の改善向上と建設工事に用資材の適正な品質確保を図ることにより、建設事業の振興発展に寄与することを目的として、沖縄県および市町村の出損により設立された財団である。また十分な知識・経験を有する職員も配置され、法令順守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることから、発注関係事務を公正に行う条件を備えているので、随意契約の相手方として、選定した。	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和元年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
47	住宅課	県営住宅電算システムの機器等賃借(サーバ及びPC20台)	令和2年1月28日	1,115,400	①富士通リース(株)九州支店 ②富士通(株)沖縄支店	①福岡県福岡市博多区東比恵3丁目1番2号東比恵ビジネスセンター ②沖縄県那覇市久茂地1丁目12番12号	第167条の2第1項第2号	県営住宅電算システムは、富士通(株)が開発を行っており、システムと端末の相性による予期しない不具合の発生を防止し、システムの安定した稼働を担保するため、富士通(株)及び同社系列の富士通リース(株)と随意契約することが適当であると判断した。	特命随意契約
48	住宅課	県営住宅電算システムの旧サーバ撤去費用	令和2年1月28日	1,105,907	富士通(株)沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地1丁目12番12号	第167条の2第1項第2号	県営住宅電算システムは、富士通(株)が開発を行い、同社系列の富士通リース(株)より機器を借り入れており、機器の解体等に関するノウハウは同社が保持しているため、履行目的を達成するには同社と契約を随意契約することが適当であると判断した。	特命随意契約
49	下水道事務所	下水道関連システム整備業務委託(R1)	令和2年2月20日	2,299,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目7番13号	第167条の2第1項第2号	本業務は、導入済みの下水道台帳システム及び工事資料検索システムのデータ更新、機能追加等の業務を委託するものである。 両システムを構築した(公財)沖縄県建設技術センター以外の者に本業務を履行させた場合、システム障害発生時に責任の所在が不明確となるおそれがあり、同センターと両システムは密接不可分の関係にあることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同センターと随意契約を締結した。	特命随意契約
50	下水道事務所	北谷ポンプ場発電機操作パネル修繕	令和2年3月3日	6,479,000	(株)日立製作所 九州支社 沖縄支店	沖縄県那覇市松山一丁目1番14号	第167条の2第1項第2号	当該操作パネルは、発電機の自動起動に直結するプログラムとも関係しており、修繕作業を履行できる者は機器製造メーカーの技術者に限られる。 よって、製造メーカー(株)日立製作所の沖縄エリア担当事業所である(株)日立製作所九州支社沖縄支店と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約を締結した。	特命随意契約
51	下水道事務所	下水汚泥処理業務委託(那覇浄化センター)	令和2年3月27日	1t当り ¥16,830- (単価契約)	(株)沖縄有機	沖縄県うるま市石川3067-122	第167条の2第1項第8号	指名競争入札時、再度入札後不落のため地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、最低額を入札した者から見積書の提出を依頼し、予定価格内だった左記業者と契約した。	
52	下水道事務所	下水汚泥処理業務委託(宜野湾浄化センター)	令和2年3月27日	1t当り ¥15,070- (単価契約)	(株)沖縄有機	沖縄県うるま市石川3067-122	第167条の2第1項第8号	指名競争入札時、再度入札後不落のため地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、最低額を入札した者から見積書の提出を依頼し、予定価格内だった左記業者と契約した。	
53	下水道事務所	下水汚泥処理業務委託(具志川浄化センター)	令和2年3月27日	1t当り ¥13,750- (単価契約)	育農開発(株)	沖縄県島尻郡八重瀬町字仲座596	第167条の2第1項第8号	指名競争入札時、再度入札後不落のため地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、最低額を入札した者から見積書の提出を依頼し、予定価格内だった左記業者と契約した。	
54	下水道事務所	下水汚泥処理業務委託(西原浄化センター)	令和2年3月27日	1t当り ¥13,310- (単価契約)	(有)照山環境	沖縄県宜野湾市野嵩3丁目35-3	第167条の2第1項第8号	指名競争入札時、再度入札後不落のため地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、最低額を入札した者から見積書の提出を依頼し、予定価格内だった左記業者と契約した。	